意見書案第1号

家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書について

地方自治法第99条の規定による意見書を室戸市議会会議規則第14条により提出します。

令和元年7月5日 提出

提出者	室戸市議会議員	亀 井 賢 夫
賛成者	IJ	久 保 八 太 雄
IJ	II.	河 本 竜 二
IJ	II .	田 渕 信 量
JJ	II	竹 中 真 智 子
JJ	"	小 椋 利 廣
JJ	II	山本 賢誓
JJ	II	脇 本 健 樹
JJ	II	濱口 太作
JJ	11	町田又一
JJ	II .	竹 中 多 津 美

室戸市議会議長 堺 喜 久 美 様

家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために 「所得税法第56条の廃止を求める」意見書

中小業者や農林漁業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は86万円、親族は50万円である。 家族従業者はこのわずかな控除が、本人の収入とみなされるため、社会的にも経済的 にも全く自立できない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝えないことが、 後継者不足に拍車をかけている。

政府は成長戦略の中核として、「女性の活躍」をあげている。「自家労賃を必要経費」として認めることで、「女性の活躍」をいっそう促進することができる。

税法上では青色申告にすれば、家族従業者の「働き分」(自家労賃)を給与として 経費にすることができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が 矛盾している。

2016年3月、国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対し、「家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しの検討をすすめることを求める」勧告を出している。ドイツ・フランス・アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としている中、日本国内でも見直しを求める声が大きく広がり、485の自治体が国に意見書を上げている。

税法、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるため、「女性の活躍」を促進するためにも、所得税法第56条を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月5日

高知県室戸市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿 財 務 大 臣 麻生 太郎 殿 法 務 大 臣 山下 貴司 殿